

農地法第3条許可申請にかかる添付書類一覧

- 正本1部をご用意ください。
- 証明書類は、申請前3か月以内のものを提出してください。
- 申請の際は、申請者の方（代理人等を含む。）の身分証明書の提示をお願いして本人確認を行います。
身分証明書は、原則として官公署発行の写真付き身分証明書（運転免許証やマイナンバーカード等）となります。

書類の種類	備 考	チェック	
共通	1. 許可申請書（様式第1号）	・農地所有適格法人の場合は、「別紙」も提出してください。	
	2. 住民票	・市内の方は不要です。ただし、土地登記簿上の住所と現住所が異なる場合は添付してください。 ・市外の方は添付してください。	
	3. 戸籍謄本	・贈与や相続登記が未了などの場合に、添付をお願いする場合があります。	
	4. 委任状	・代理人の方が申請・受理等される場合は必要です。	
申請地関係	5. 土地の登記事項証明書	・全部事項証明書に限る。【 <u>法務局にて発行</u> 】	
	6. 公図の写し	・申請地がわかるよう色枠で囲ってください。 【 <u>法務局にて発行</u> 】	
	7. 案内図	・地図等で自宅から申請地までの通作経路がわかるように作成してください。	
譲受人関係	8. 農業経営の実態証明	・市外の方の場合は添付してください。 ・住所地の農業委員会で発行となります。	
	9. 営農計画書	・農地取得後の営農について記載してください。 ・同一世帯内等における権利の設定、移転の場合は添付不要です。 ・ <u>新規就農の場合は別様式が必要です。</u>	
法人の場合	10. 法人の登記事項証明書		
	11. 法人の定款又は寄附行為	・地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人）の場合は不要です。	
	12. 農地所有適格法人以外の法人の要件を満たすことを証する書面	・農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人の場合	
	13. 農地所有適格法人の場合		
	①農事組合法人又は株式会社である場合には、その組員名簿又は株主名簿の写し		
	②農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社が構成員の場合、その構成員が承認会社であることを証する書面又は構成員の株主名簿の写し		
③法人の損益計算書の写し			
④法人の総会議事録の写し			

		書類の種類	備考	チェック
譲受人関係	法人の場合	14. 市町村長の指定を受けたことを証する書面	・権利を取得しようとする者が景観法第92条第1項に規定する景観整備機構である場合	
		15. 構造改革特別区域法第24条第1項第1号に規定する契約の契約書の写し	・構造改革特別区域法第24条第1項の規定の適用を受けて法第3条第1項の許可を受けようとする場合	
		16. 農業経営受託規程	・農業協同組合が農業経営の受託に伴い農地等の権利を取得する場合	
		17. 受託農業経営事業の内容書		
	単独申請の場合	18. 売却決定の期日調書又は公売調書の写し	・競売又は公売による場合	
		19. 公正証書の写し	・特定遺贈による場合	
		20. 判決書の写し	・確定判決による場合	
		21. 和解調書若しくは認諾調書の写し	・裁判上の和解若しくは請求の認諾による場合	
		22. 調停調書の写し	・民事調停法による調停が成立した場合	
	譲渡人関係	23. 審判書、調停調書等の写し	・家事事件審判法による審判の確定若しくは調停が成立した場合	
24. 登記名義人が死亡している場合、相続関係（土地の所有関係）が確認できる書面		【相続登記が未了の場合】 ①相続関係図 ②戸籍・除籍謄本 ③相続放棄申述受理謄本、遺産分割協議書又はこれに代わるべき同意書等の書面 【住所移転の場合】 ・戸籍の附票の写し等		
その他	25. 事業又は施設に関する計画概要書	・民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利（区分地上権等）を取得する場合		
	26. 事業又は施設を必要とする理由書、事業又は施設に関する計画概要書	・農地法施行令第2条第2項に該当して農地等の権利を取得する場合		
	27. 農地等の貸借に係る契約書の写し	・農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする場合		
	28. 確約書等	・農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする場合、同項2号の「適切な役割分担」を証する確約書又は協定書等		
	29. その他農業委員会が必要と認める書類	・申請内容や土地の状況等により、必要に応じて上記以外に添付書類の提出をお願いする場合がありますのでお尋ねください。		

【問合せ先】 富里市農業委員会

〒286-0292 千葉県富里市七栄652番地1

電話 代表 0476-93-1111 直通 0476-93-6494

FAX 0476-93-2101